

経理の窓



平成20年10月1日号

衣替えの季節になりました。

渡り鳥の飛来のニュースに、案外、冬の訪れが早いのかもかもしれませんね。

今月の税務

法人税 : 8月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第3期分の納付

売上（収益）の計上時期について

9月決算の法人は、確定申告の時期になりました。税務調査でも、指摘されやすい売上の計上時期について、まとめます。

1. 商品や製品等の販売による売上（収益）の計上時期は？

法人税法は、販売収益の計上時期は、商品等の「引渡しがあった日」に計上することとしています。（「販売基準」といいます。）

従って、代金を回収した日を売上（収益）の計上時期とすることは、法人税法上は、できません。会計期間中は、現金主義で経理処理していても、期末には、決算処理として売掛金（未収入金）を計上しなければならないこととなります。

2. 商品等の「引渡しがあった日」とは？

店頭販売は、商品を現実には相手方に手渡した時に引渡しがあったものと容易に判断できます。通信販売や卸売業者が遠隔地の相手方に販売している場合の判断基準としては、「出荷基準」や「検収基準」等があります。法人がその商品の種類や販売形態等に応じて、いずれかの合理的な基準を収益実現の認識基準として選んで、每期継続して適用すれば、法人税法上も認められます。

◆商品等の「引渡しがあった日」

出荷基準	相手方の注文に応じて商品等を出荷した日 ○倉庫・工場から出荷した日 ○船積みした日 ○トラック（貨車）に積み込んだ日
検収基準	相手方が商品を検収して引き取った日
使用収益基準	相手方が使用収益できることとなった日
検針日基準	検針等により販売数量を確認した日

前記の計上基準は、一般的な商品や製品の販売形態のときの収益の計上基準です。委託販売や試用販売、予約販売のような特殊な販売形態の場合には、その内容に応じてそれぞれ適切な収益の計上基準によって、経理処理します。

3. 請負による収益の計上時期は？

請負には、建設請負のように物の引渡しを必要とするものと、運送や技術指導のように物の引渡しをしないで、役務の提供だけで完了するものがあります。

これらの収益は、原則として、前者については、その物の全部を引き渡した日に、後者については、役務提供の全部を完了した日に収益に計上します。

ただし、1つの建設工事等であっても、工事等の一部が完成し、その完成した部分を引渡した都度、その引渡し割合等に応じて工事代金を収入する旨の特約等がある場合など一定の事実がある場合には、その完成した部分(引渡数量または引渡し割合)に対応する収益を計上するいわゆる「部分完成基準」により収益を計上しなければなりません。

4. 収益の計上基準の特例

(1) 長期割賦販売等があった場合は、「販売基準」に代えて、支払期日の到来した賦払金の合計金額に応じて経理する「延払基準」の方法により経理した場合には、収益等の一部を繰り延べることが認められています。

(2) 工事進行基準

長期大規模工事については「工事進行基準」が強制適用されます。

資産の無償譲渡による収益の額について

法人が無償で資産を譲渡した場合には、企業会計では現実には金銭等の授受がないので、収益とは、しませんが、法人税法では、法人が他の者と取引を行う場合には、すべての資産は、時価によって取引されたものとして課税所得を計算するのが原則的な取扱いになっています。

法人の所有資産を第三者に無償又は低廉な価額で譲渡しても、その譲渡によって収入すべき金額は、その法人の収益として益金の額に算入すると同時に、その金額を相手方に対して贈与したものとされ、それによって生じた損失は原則として寄附金になります。この場合、その相手方が法人の役員又は使用人の場合はその者に対する給与となります。

法人が他の者から資産を無償でもらったり、債務の支払を免除されたりした場合には、法人の純資産がそれだけ増加するので、その資産をもらった時の時価に相当する金額や免除された債務の金額に相当する経済的利益の額を益金に算入します。



有限会社 た べ い
電話 043-422-5836
FAX 043-422-5844